

第7回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議

日 時：令和2年3月26日（木）

9：30～

場 所：南棟2階 第3応接室

次 第

- 1 開 会
- 2 状況報告等
- 3 各部局発言
- 4 本部長指示事項
- 5 閉 会

新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部の対応状況

1 開催趣旨

- ・ 県教育委員会では対策を実施した上で県立学校を再開することとした。
- ・ 4月以降の県主催イベント・行事等の開催の考え方と開催時における対策についてとりまとめた。

2 発生状況等

(1) 県内（令和2年3月25日現在）

感染者6名

(2) 県内の検査の実施状況（令和2年3月25日現在）

117件（陽性6件、陰性111件）

(3) 国内（令和2年3月23日現在）

39都道府県（北海道、青森県、宮城県、秋田県、福島県、東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、新潟県、長野県、石川県、福井県、愛知県、静岡県、岐阜県、三重県、大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県）

3 県の対応

(1) 態勢等

令和2年2月17日 危機対策本部設置（第1回本部会議）
令和2年2月28日 第2回本部会議
令和2年3月11日 第3回本部会議
令和2年3月18日 第4回本部会議
令和2年3月23日 第5回本部会議
令和2年3月25日 第6回本部会議

(2) 対策本部各部の対応

以下の対策等を実施（アンダーライン：前回本部会議から追加、変更）

【総務部】

- ・ 職員等の新型コロナウイルス感染拡大防止について庁内各課に通知
- ・ 各私立学校に対し、文部科学省からの注意喚起等の通知を周知
- ・ 各市町村に対し、総務省等からの注意喚起等の通知を周知
- ・ 国における所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告期限の延長を踏まえ県税（個人事業税）の申告期限の延長を決定
- ・ 出勤困難休暇及び時差出勤制度の拡充等について庁内各課に通知
- ・ 県有施設の使用料に関し、イベント・行事の中止等に伴う、前納された使用料の還付について、条例の規定に基づき適切に対応するよう庁内各部署に通知
- ・ 新型コロナウイルス感染症の発生に伴い納税が困難な方に対する猶予制度についての周知を実施（リーフレット、県ホームページ掲載）

【企画政策部】

- ・青森県庁ホームページのトップページに、緊急情報欄を設け、新型コロナウイルス感染症に係る情報へのアクセス性を高めるとともに、新着情報は青森県庁 Twitter と連動させ、リンク先をツイート。更に、広報広聴課所管の各種媒体で、県民に対する広報を実施
- ・青い森鉄道(株)において、利用者に直接対応する駅員及び乗務員のマスク着用を義務付けしているほか、啓発ポスターを掲示。また、東北運輸局からの要請に基づき、車内や駅構内の放送等を通じ、テレワークや時差通勤等の呼びかけを実施するとともに、適切な車内換気を実施
- ・三沢航空科学館において、来館者に直接対応する職員のマスク着用を義務付け、手指消毒スプレーを入口や体験装置など各要所に設置しているほか、啓発ポスターを掲示
- ・総務省統計局からの通知に基づき、統計調査員に対し、「新型コロナウイルス Q & A」等を配布し、新型コロナウイルス感染症への対応について依頼

【環境生活部】

- ・県環境保健センターに整備計画に基づきウイルス検査機器を追加整備
- ・県環境保健センターに予備費でウイルス検査機器を追加整備
- ・県環境保健センターへの兼務発令等による検査対応人員の増
- ・白神山地ビジターセンター等の所管施設での消毒液設置等の感染対策を徹底
- ・県消費生活センターにおいて、消費者に対し、デマに惑わされない冷静な購買活動等と呼びかけ

【健康福祉部】

- ・医療機関及び社会福祉施設等に対し、新型コロナウイルス感染症に関連する情報提供、院内及び施設内感染対策の徹底を依頼
- ・保健所に「帰国者・接触者相談センター」を設置
- ・二次医療圏ごとに「帰国者・接触者外来」を設置
- ・青森県環境保健センターに検査体制整備の依頼
- ・感染症指定医療機関に対して、感染症病床以外の入院病床の確保及び新型コロナウイルス感染症患者以外の入院制限を依頼
- ・「帰国者・接触者外来」設置医療機関及び新型インフルエンザ患者入院医療機関に対して、入院病床の確保を依頼
- ・医療施設等における感染拡大防止のための留意点について、県医師会、県歯科医師会、県看護協会、各病院、各保健所に対して通知
- ・県民に対する感染予防対策の徹底等の呼びかけ（ラジオ、テレビ）
- ・ウイルス検査に必要となる検査機器の整備
- ・新型コロナウイルス感染症医療対策会議（2月28日）による医療提供体制の検討
- ・「新型コロナウイルス感染症コールセンター」開始（3月10日～）
- ・「新型コロナウイルス感染症医療対策会議」によるPCR保険適用及び医療提供体制等の協議・検討（3月13日）
- ・肝炎治療特別促進事業及び肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に係る公費負担医療について、緊急時は指定医療機関以外の医療機関でも受診できることを市町村、保健所、群市医師会、指定医療機関に対して通知
- ・特別支援学校等の一斉臨時休業による放課後等デイサービスの利用増により増

加が見込まれる障害児通所支援に係る報酬に対し、県・市町村負担及び利用者負担分を国庫補助事業により補助

【商工労働部】

- ・中小企業者に対する支援策（相談窓口、融資制度等）について周知
- ・地域金融推進協議会（R2.2.17）において、金融機関及び商工団体に対し、影響を受けた企業からの金融及び経営相談に適切に対応するよう要請
- ・県内中小企業者への影響について再度調査を実施し、3/18 付けで取りまとめ
- ・新型コロナウイルス関連で売上減少等の影響を受けている県内中小企業者について、県特別保証融資制度経営安定化サポート資金「災害枠」を3/11 付けで適用したほか、補正予算で措置した融資枠の拡充（計200億円）及び信用保証料の補助（30%）について3/25 から実施
- ・青森県よろず支援拠点（21 あおもり産業総合支援センター内）の特別相談窓口において、3/14 から土日・祝日の電話相談対応を開始
- ・21 あおもり産業総合支援センターにおいて、ビジネスサポート販路開拓補助金に「新型コロナウイルス感染症対策特別枠」を追加（4/1 から募集開始）
- ・3/25 に経済金融緊急連絡会議を開催し、国、県等の支援策について情報共有したほか、金融機関及び商工団体に対し、改めて支援策の活用及び金融の円滑化について特段の配慮を要請
- ・商工団体等を通じて、県内企業に対し、発熱等の風邪症状が見られる職員等への休暇取得の推奨、テレワークや時差出勤の推進等について依頼
- ・県立職業能力開発校における施設内感染対策（消毒液設置、咳エチケット対策等）を徹底するとともに、万一学生等に感染症が発生した場合には出席停止及び休校等の措置を適切に実施

【農林水産部】

- ・県内グリーンツーリズム受入団体に対し、多言語コールセンターの利用等を周知
- ・消費者庁及び農林水産省からの通知を受け、「新型コロナウイルスの影響による中国産原材料の供給不足を受けた食品表示基準の弾力的運用」について、県ホームページにその概要等を掲載
- ・農林水産省、林野庁、水産庁からの通知を受け、各地域農林水産部において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事等の一時中止や工期又は履行期間の延長について受注者の意向確認を実施
- ・営農大学校に対し、学生等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について周知
- ・営農大学校卒業式について、学生や保護者等に対し、発熱や風邪の症状がある場合の出席の見合わせや手指消毒の徹底等を周知するほか、来賓出席者の絞り込みや校歌等の斉唱をCDで代用するなど、内容・規模を見直して実施
- ・営農大学校を3月9日(月)から3月19日(木)まで臨時休業とし、これに併せて学生寮も閉鎖（引き続き3月20日(金)から4月5日(日)まで春季休業）
また、令和2年3月12日(木)に開催予定の令和2年度の入校説明会を中止し、文書通知に変更
- ・新型コロナウイルス感染拡大に伴う農林水産分野への影響を把握するため、農林漁家民泊の利用状況、牛乳の流通状況及び農畜水産物の流通状況等に関する調査を開始。今後、定期的に調査を実施しながら、必要に応じて国による対策

の活用等を検討していく。

また、ホームページ等により、農林水産分野に関する県や国の対策等について情報発信していく。

- ・農林水産省からの通知を受け、市町村や農業団体等に対し、花きの消費拡大に向けた取組への協力を依頼
- ・農林水産省からの通知を受け、各市町村等に対し、農業における新型コロナウイルス感染症が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドラインについて通知
- ・中国からの渡航者に対する入国制限措置に伴う農業分野の労働力不足の拡大及び企業の営業自粛等により自宅待機や休職となる労働者の増加が懸念されている状況を踏まえ、企業や労働者がワンストップで相談できる窓口をあおもり農林業支援センターに設置し、労働力を求める農業法人等とのマッチングを推進（緊急対応策・第2弾を踏まえた補正予算措置）

【県土整備部】

- ・各フェリー会社に窓口が多言語コールセンターに関する情報の掲示の協力を依頼
- ・青森空港内において、ポスター掲示及び多言語コールセンターに関する情報等を掲示するとともに、県 HP へも多言語対応コールセンターや注意喚起について3カ国語（英・中・韓）で掲載
- ・青森空港内のドアノブ・手すりや手荷物カートハンドルの消毒といった清掃強化
- ・空港利用者に対しホームページで注意喚起を実施
- ・道の駅等、不特定多数の人が集まる場所への消毒液設置などの感染予防策を依頼
- ・県営駐車場、県営柳町駐車場、岩木川浄化センター及び馬淵川浄化センターに消毒液を設置
- ・岩木川浄化センター、馬淵川浄化センター及び青い森公園内公衆トイレに感染症対策のポスターやリーフレットを掲示
- ・県道路公社が管理する有料道路の料金所・事務所において、徴収員のマスク着用などの感染予防対策を徹底
- ・工事等について、受注者から一時中止や工期延長等の申し出がある場合には、一時中止や設計図書等の変更（現時点で業務5件について一時中止及び履行期限の延期を実施→すべて業務再開済）
- ・国土交通省からの通知を受けて、建築工事において設備等の納品の遅れが生じた場合の完了検査の円滑な実施について、各特定行政庁、各地域県民局長及び各指定検査機関の長に周知
- ・国土交通省からの通知を受けて、特定建築物、防火設備、建築設備、昇降機等の定期調査・検査の報告期限の猶予等について、各特定行政庁及び各地域県民局長に周知
- ・国土交通省から公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払の活用並びに手続の簡素化・迅速化の促進について通知があり、各部局長及び部内各所属長等に対して周知
- ・国土交通省から新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に伴う下請契約及び下請代金支払の適正化の徹底について通知があり、各部局長及び部内各所

属長等に対して周知

【観光国際戦略部】

- ・ 県ホームページに注意喚起及び外国人旅行者向けコールセンター（J N T O）の連絡先を掲載
- ・ 在留外国人向けに「やさしい日本語」で注意喚起を表現し、ホームページに掲載
- ・ 外国人旅行者及び在住外国人に対して緊急時の連絡先の周知や感染予防を目的としたリーフレットやチラシ等を作成し配布
- ・ 観光事業者等への影響について継続して情報収集
- ・ 県立美術館、浅虫水族館、アスパムにおいてマスク着用などの感染予防対策を徹底
- ・ 浅虫水族館のイルカショーを2月29日から中止
- ・ 観光事業者等に対する衛生対策等の説明会開催（3月16～17日、県内4か所、約180事業者）（健康福祉部及び商工労働部と合同で実施）
- ・ 青森県月例観光統計の調査対象となっている宿泊施設に対し、延べ宿泊者数の実績及び予約状況（1月～3月）について調査を実施
- ・ 本県観光客の動態調査や観光コンテンツの造成促進を実施する経費及び本県国立公園内の公衆トイレを洋式タイプに改修する経費を補正予算にて計上

【エネルギー総合対策部】

- ・ 量子科学センターにおいて手指消毒液の設置など感染予防対策を実施

【教育部】

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関連した感染症対策等の情報について、県立学校、市町村教育委員会及び関係機関へ周知するとともに、参考として私立学校等へ情報提供
- ・ 文部科学省の通知を受けて、県立学校における卒業式（感染防止対策を講じ実施）
臨時休業（3月3日（火）から学年末休業日まで）
入学者選抜（感染防止対策を講じ実施）の対応について、県立学校、市町村教育委員会及び関係機関へ迅速に周知
- ・ 文部科学省の通知を受けて、子どもの居場所の確保について、県立学校、市町村教育委員会及び関係機関へ迅速に周知
- ・ 文部科学省の通知を受けて、不特定多数が集まるイベント等を中止
- ・ 文部科学省から依頼を受けて、新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業実施状況（子どもの居場所の確保等）アンケート調査を実施中
- ・ 県立高等学校における生徒の指導が適切に行われるよう、一斉臨時休業期間中の分散登校の実施
- ・ 令和2年3月24日付け文部科学省の通知を受けて、県立学校における教育活動の再開

【警察本部】

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関連する悪徳商法等の取り締まりの強化
- ・ 災害対策用に備蓄しているサージカルマスクを、県警本部内関係課及び18警察署に配分し予防対策を徹底
- ・ 空港、港湾、医療機関等におけるトラブル防止のための警戒警備、各種犯罪抑止及び取締りの徹底、有事における迅速的確な対処を各警察署に指示

- ・感染者認知前・後などの段階ごとにおける各所属での対応についての情報共有を指示
- ・警察職員に対する諸対策継続の徹底、県の対策への支援、職員感染時における業務継続計画の策定
- ・県内感染者の発生を受け、警察本部長を長とする青森県警察新型コロナウイルス関連感染症対策本部を設置するとともに、全警察署に対して警察署新型コロナウイルス関連感染症対策本部の設置を指示

【県庁舎・各合同庁舎】

- ・来庁者手が触れやすい箇所の拭き取り清掃の強化及び手洗方法などの啓発ポスター掲示

4 今後の対応

(1) 感染拡大の防止

感染者に対する医療措置や濃厚接触者の健康観察を適切に実施し、感染拡大の防止に向け、迅速かつ全力で対応する。

(2) 適時適切に必要な対策を実施

県内の状況等をしっかり把握し、県としてとるべき対応を検討の上、適時適切に必要な対策を実行に移し、今後の県内での健康被害、社会・経済への影響を最小限に抑える。

(3) 体制の移行

今後、新型インフルエンザ等特別措置法（以下「措置法」という。）による政府対策本部が設置された場合、青森県危機管理指針を根拠とする現行「新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部」は、措置法を根拠とする「新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部（新型インフルエンザ等対策本部）」に直ちに移行し、同本部には引き続き統括本部員（危機管理局長）を置き、統括調整部、保健医療調整本部も設置し、現体制は維持することとする。

令和2年3月26日
青森県危機対策本部

新型コロナウイルス感染症に係る県主催イベント・行事等の開催 の考え方と開催時における対策について

- 3月末までとしていた期間を4月10日（金）まで延長する。

1 基本的な考え方

- 県主催のイベント・行事等については、全ての参加者及び関係者の連絡先等が把握できる場合であって、「3つの条件が同時に重なる場」でないと判断できる場合は、感染防止対策を実施したうえで開催する。
- 不特定の方が集まるイベント・行事は、原則、中止または延期とする。

※ 避けるべき3つの条件

- 1 換気の悪い密閉空間
- 2 人が密集している
- 3 近距離での会話や発声が行われる

2 イベント・行事等開催時の感染防止対策について

- イベント・行事等開催時には、以下の項目など取りうる限りの感染防止対策を徹底する。
 - ・ 会場にアルコール手指消毒液を設置し、確実に実施すること
 - ・ 会場の換気を十分行うこと
 - ・ 参加者への手洗いの推奨を行うこと
 - ・ 参加者に咳エチケットの徹底を要請すること
 - ・ 発熱や風邪症状がみられる方には参加自粛を協力要請すること
 - ・ 妊婦、高齢者及び基礎疾患をお持ちの方で、感染リスクを心配される方には参加自粛を協力要請すること

- ※ 新型コロナウイルス感染症の今後の国内における感染の広がりや県内での発生状況等に応じて適宜見直すこととする。

新型コロナウイルス感染症について

1 国内の発生状況

全国39都道府県で感染患者が確認されている。

(北海道、青森県、宮城県、秋田県、福島県、東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、新潟県、長野県、石川県、福井県、愛知県、静岡県、岐阜県、三重県、大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県)

2 県内の状況

- (1) 3月25日現在 陽性6件(3月23日2件、同25日4件)、陰性111件
- (2) 相談センターの相談件数 別紙のとおり

3 八戸市で発生した患者への対応

- (1) 3月23日判明分
 - ①患者の状態
二人とも健康状態は安定している。
 - ②医療関係者
医療従事者、通院者等に症状は見られない。
- (2) 3月25日判明分
ツアー同行者9名中4名陽性。
今後も八戸市保健所が実施する積極的疫学調査等への支援を行う。

4 県民へのメッセージ

- (1) お一人お一人の咳エチケットや手洗いなどの徹底がとても重要です。
- (2) 風邪のような症状がある場合には外出を控えていただくこと、高齢者や基礎疾患をお持ちの方は人込みを避けるなど、感染の拡大防止につながる行動をお願いします。
- (3) 流行地から帰国された方で感染が疑われる症状がある方は、帰国後2週間は不要不急の外出を自粛し、症状が出た場合には速やかに「帰国者・接触者相談センター」に連絡してください。
- (4) 集団感染の共通点は、特に「換気が悪く」、「人が密に集まって過ごすような空間」、「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」です。換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避けてください。

これまで保健所に寄せられた相談件数(3月24日現在)

差替え

別紙

保健所	東地方	弘前	三戸	五所川原	上十三	むつ	青森市	八戸市	総計
相談件数	36	628	270	336	470	203	805	838	3,586
帰国者・接触者相談センター関係件数	2	78	72	114	192	113	297	277	1,145

* 相談件数に帰国者・接触者相談センターの件数も含む。

** 相談件数は1月下旬からの集計

*** 帰国者・接触者相談センターは2月6日からの集計

一週間の日ごとの相談件数(一般相談及び帰国者・接触者相談センター総計)

	東地方	弘前	三戸	五所川原	上十三	むつ	青森市	八戸市	総計
18日	0	10	3	1	12	4	25	23	78
19日	0	15	8	13	6	2	16	20	80
20日	0	1	1	1	8	1	0	8	20
21日	0	1	0	0	0	1	4	10	16
22日	0	0	1	0	0	2	1	6	10
23日	0	21	4	8	12	8	22	28	103
24日	4	21	27	10	17	5	21	156	261
計	4	69	44	33	55	23	89	251	568

検査実施件数(3月25日現在)

検体数	117
陽性数	6
陰性数	111

新型コロナウイルス感染症コールセンター相談件数(3月25日午前9時現在)

相談対応件数	251件
--------	------

*3月10日設置

新型コロナウイルス感染症に関連した県立学校における教育活動の再開について

1 経緯

- (1) 3月3日から一斉臨時休業措置を行った。
- (2) 3月23日から分散登校を行った。
- (3) 3月24日に文部科学省から「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について」の通知があった。

2 国の通知による学校再開ガイドラインの概要

各学校においては、各地域の感染状況を十分踏まえながら、春季休業期間中はもとより、新学期以降も、引き続き十分な警戒を行い、感染症対策等に万全を期すよう示された。

3 新学期からの学校再開に向けた今後の対応

手洗いや咳エチケット、検温を含む健康観察など基本的な感染症対策に加え、「密閉」、「密集」、「近距離での会話や発声」の3つの条件が同時に重なる場を避ける等の対策をした上で、学校を再開する。

ただし、感染状況によっては、県立学校において臨時休業措置を講ずることもある。

4 学校再開後の感染者が発生した場合の対応について

児童生徒又は教職員の感染が判明した場合は、「当該感染者の症状の有無」、「地域における感染拡大の状況」等を総合的に考慮し、健康福祉部と十分に相談し、感染した児童生徒等の出席停止や学校の全部又は一部の臨時休業措置を講ずることとする。